○上天草市建築工事成績評定実施要領

平成21年３月18日訓令第８号

改正

平成24年５月30日訓令第13号

上天草市建築工事成績評定実施要領

（趣旨）

第１条　この要領は、上天草市工事成績評定要綱（平成21年上天草市訓令第４号。以下「要綱」という。）第11条の規定により、建築工事成績の評定に関し必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第２条　評定の対象となる建築工事とは、要綱第２条に規定する対象工事であって、建築工事、電気設備工事、機械設備工事その他これらの工事に附帯する工事等とする。

（監督員）

第３条　要綱第４条第２号に規定する総括監督員及び主任監督員には、次の各号に掲げる職員を任命する。

（１）　総括監督員　当該建築工事担当部署の主幹級以上の者。ただし、人事配置上やむを得ない場合にあっては担当部署以外の主幹級以上の者

（２）　主任監督員　当該建築工事担当者

（評定の様式）

第４条　要綱第５条第２項に規定する様式は、次の各号に掲げるものとする。

（１）　工事成績採点表（別記様式第１）

（２）　細目別評定点採点表（別記様式第２）

（３）　工事成績評定表（別記様式第３）

（４）　工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（別紙－１）（別紙－２）（別紙－３）

（５）　施工プロセスのチェックリスト（別紙－５）

（評定結果の報告）

第５条　要綱第７条の規定による評定結果の報告は、次の各号に掲げる検査ごとに当該各号に掲げる方法により行うものとする。

（１）　しゅん工検査

ア　主任監督員は、当該建築工事のしゅん工検査の検査員任命伺い時において、当該伺書に評定の結果等について必要な事項を記録した前条各号の様式並びに次条第２項に規定する請負

者が提出した工事特性、創意工夫及び社会性等に関する実施状況を記載した書面を添付し、総括監督員及び検査員に順次回議する。

イ　総括監督員及び検査員は、前項の規定により回議を受けたときは、主任監督員等が記録した事項を確認のうえ、添付されている様式に評定の結果を記入し、上天草市事務決裁規程（平成16年上天草市訓令第１号）に基づく決裁（以下「決裁」という。）を受ける。

（２）　出来形部分検査、中間検査及び一部しゅん工検査

ア　主任監督員は、当該建築工事の出来形部分検査、中間検査及び一部しゅん工検査の検査員任命伺い時において、当該伺書に前条第１号から第４号までの様式（第４号の様式にあっては（別紙－３）のみ）を添付し、検査員に回議する。

イ　検査員は、前項の規定により回議を受けたときは、主任監督員が記録した事項を確認のうえ、添付されている様式に評定の結果を記入し、決裁を受ける。

（評定の方法）

第６条　評定に当たっては、別紙－４中「留意事項」及び別紙－５中「施工プロセスのチェックリスト（建築版）」の記載事項を考慮するものとする。

２　工事における工事特性、創意工夫及び社会性等に関しては、請負者は、当該建築工事におけるこれらの実施状況を記載した書面を提出できるものとし、その評定に当たっては、当該書面に記載された内容を考慮するものとする。

３　解体工事及び設備機器の更新等のみを施工する工事における工事成績採点表（別記様式第１）中「３　出来形及び出来栄え」の「Ⅱ　品質」に関する考査項目点の加減点については、±０点とする。

４　いずれかの工事に複数の評定者となる検査員がいる場合は、それらの者は協議のうえいずれかの評定を行うものとする。

５　評定は、検査時点の状態を対象とし、従前の手直し等は考慮しないものとする。ただし、検査の結果、手直しが生じたときは、手直し前の状態を対象とする。

附　則

（施行期日）

１　この訓令は、平成21年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この訓令の施行の日前既に契約している請負工事については、適用しない。

附　則（平成24年５月30日訓令第13号）

この訓令は、平成24年６月１日から施行する。

別記様式（省略）